

平成26年10月17日
第4版
(記入例)

(案)

130-8640
墨田区吾妻橋一丁目23番20号

資料7

取扱注意

墨田 太郎

(バーコード)

支給認定決定通知書

平成 年 月 日

墨田 太郎 様

墨田区長 山崎 昇

区長印

平成 年 月 日付けで申請のありました保育の必要性の認定につきまして、以下の支給認定証のとおり認定しましたので通知します。

墨田区福祉保健部子ども・子育て支援担当
子ども課保育園入園係

〒130-8640
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
TEL 03-5608-6152 (直通)

お問い合わせは、平日8:30～17:00(水曜日は19:00まで)

支給認定証

認定番号	1500001	保育必要量	保育標準時間
認定区分	3号 満3歳未満	認定年月日	平成 年 月 日
住所	墨田区吾妻橋一丁目23番20号		
保護者	氏名	墨田 太郎	
	生年月日	昭和 年 月 日	
児童	フリガナ	スミダ ハナコ	
	氏名	墨田 花子	
	生年月日	平成26年1月1日	
認定事由	父	労働	母 労働
認定有効期間	平成27年4月1日から平成28年12月31日まで		

墨田区長 山崎 昇

区長印

支給認定証は、施設の申込みの際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

1 支給認定について

(1) この認定証は、保育の必要性について認定するものであり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用について認定するものではありません。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用には、別途施設又は区との契約が必要となります（特定保育施設及び特定地域型保育については、区の利用調整により利用可能となった後の契約となります。）。

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を受けるときは、その都度この認定証を提示してください。

(3) 認定事由がなくなったときや、認定有効期間を経過したときは、この認定証を墨田区にお返しください。

文章を修正しました。

(4) 認定区分、保育必要量、その他支給認定の変更をする必要が生じたときは、墨田区にこの認定証を添えて変更の申請をしてください。

(5) 支給認定保護者及び児童の氏名、居住地、連絡先等に変更が生じたときは、墨田区にこの認定証を添えて届け出てください。

(6) この認定証を破損・紛失したときは、墨田区で再交付を受けてください。

(7) 偽り、その他不正にこの認定証の交付を受けた場合は、認定の取消しを行い、特定教育施設の利用、特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用又は利用調整についても対象外とします。

2 支給認定決定について

(1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、墨田区長に対して、異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

文章を修正しました。

1 認定区分について

1号 満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

2号 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

3号 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

2 保育必要量について

2号・3号認定の場合、1か月当たりの保育を必要とする時間が48時間から120時間未満の場合は「保育短時間」、120時間以上の場合は「保育標準時間」として保育必要量を認定します。

1号認定の場合、保育必要量は記載されません。

3 有効期間について

1号 効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間

2号 効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間

3号 効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間

平成26年10月8日
第3版
(記入例)

(案)

130-8640
墨田区吾妻橋一丁目23番20号

取扱注意

墨田 太郎

(バーコード)

支給認定決定通知書

平成 年 月 日

墨田 太郎 様

墨田区長 山崎 昇

区長印

平成 年 月 日付けで申請のありました保育の必要性の認定につきまして、以下の支給認定証のとおり認定しましたので通知します。

墨田区福祉保健部子ども・子育て支援担当
子ども課保育園入園係

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL 03-5608-6152 (直通)

お問い合わせは、平日8:30～17:00(水曜日は19:00まで)

記載方法を修正
しました。

支給認定証

認定番号	1500001	保育必要量	保育標準時間
認定区分	3号 満3歳未満	認定年月日	平成 年 月 日
住所	墨田区吾妻橋一丁目23番20号		
保護者	氏名	墨田 太郎	
	生年月日	昭和 年 月 日	
児童	フリガナ	スミダ ハナコ	
	氏名	墨田 花子	
	生年月日	平成26年1月1日	
認定事由	父	労働	母 労働
認定有効期間	平成27年4月1日から平成28年12月31日まで		

文章を修正
しました。

墨田区長 山崎 昇

区長印

支給認定証は、施設の申込みの際に必要となりますので、大切に保管してください。

1 支給認定について

(1) この認定証は、保育の必要性について認定するものであり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用について認定するものではありません。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用には、別途施設又は区との契約が必要となります（特定保育施設及び特定地域型保育については、区の利用調整により利用可能となった後の契約となります。）。

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を受けるときは、その都度この認定証を提示してください。

(3) 認定事由がなくなったり、認定有効期間を経過したときは、この認定証を墨田区にお返しください。

追記しました。

4) 認定区分、保育必要量、認定有効期間、利用者負担額について変更が必要となる場合は、墨田区にこの認定証を添えて変更の申請をしてください。

5) 支給認定保護者及び児童の氏名、居住地、連絡先等に変更が生じたときは、墨田区にこの認定証を添えて届け出てください。

文章を修正しました。

6) この認定証を破損・紛失したときは、墨田区で再交付を受けてください。

7) 偽り、その他不正にこの認定証の交付を受けた場合は、認定の取消しを行い、特定教育施設の利用、特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用又は利用調整についても対象外とします。

2 支給認定決定について

(1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、墨田区長に対して、異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 認定区分について

1号 満3歳以上で、教育を希望される場合

2号 満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により、保育を希望される場合

3号 満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により、保育を希望される場合

文章を修正しました。

2 保育必要量について

2号・3号認定の場合、1か月当たりの保育を必要とする時間が48時間から120時間未満の場合は「保育短時間」、120時間以上の場合は「保育標準時間」として保育必要量を認定します。

1号認定の場合、保育必要量は記載されません。

3 有効期間について

1号 効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間

2号 効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間

3号 効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間